千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施を促進する条例　概要

【背景】心肺機能停止傷病者へのAEDの使用及び心肺蘇生法の実施（以下、「AED等の実施」という）は、要救助者の救命率を大幅に上昇させる一方、その使用率は依然として低く、向上が大きな課題となっている。
【目的】本条例では、県民に対し、AED等の実施の普及促進等を図ることにより、AEDの使用率を向上させ、もって、一人でも多くの要救助者の救命及び後遺症の軽減を実現することを目的としている。
【公布日】平成28年10月25日　　【施行日】平成29年4月1日

<背景>　AEDの現状
（H26千葉県）

一般市民により心原性心肺機能停止の時点目撃された傷病者数
1，082人

一般市民による心肺蘇生の実施状況

実施	未実施
536人（49．5%）うちAED実施43人（**4．0%**）	546人（50．5%）

うち1カ月後生存者数

実施	未実施
95人（**17．7%**）うちAED実施25人（**58．1%**）	38人（**7．0%**）

約8倍

うち1カ月後社会復帰者数

実施	未実施
73人（**13．6%**）うちAED実施22人（**51．2%**）	25人（**4．6%**）

約11倍

〇AEDの使用は、救命や社会復帰の点で優れた効果を発揮するが、使用率が低い⇒使用率の向上へ
H17　0.3%（全国0.3%）
H21　3.5%（全国2.8%）
H26　4.0%（全国4.1%）

＜条例の整理図＞

県の責務（3条）
AED等の実施の促進に関する施策を策定し実施する責務を負う

市町村の役割（4条）
AED・心肺蘇生法の普及促進、設置、県への情報提供に努める

県民の役割（5条）
AED・心肺蘇生法の知識・技能の習得・普及、要援助者に対するAED等の実施に努める

事業者の役割（6条）
従業員に対するAED・心肺蘇生法の知識・技能の習得・維持、AED情報の提供に努める

（・AED及び心肺蘇生法の普及促進・効果的効率的なAEDの設置・配置の促進）

★基本計画（7条）	・AED等の実施の普及促進を図るための方針、目標、総合的な施策を含む計画を策定し、公表する。
★学校及び保育所等における取組促進（8条）	・県は学校・保育所等の教職員に対しAED等の実施に係る知識・技能を習得させるよう努める。 ・学校は児童・生徒に対しAED等の実施に係る知識技能の習得機会の確保に努める。
★広報活動及び普及啓発強化月間（9条）	・県は広報活動の充実を図る。 ・9月を普及啓発強化月間（AEDで命を救う勇気を持とう月間）とする。
★県有施設におけるAEDの設置等（10条）	・県は別に定める県有施設にAEDを設置し、適切な表示と維持管理を行う。
★事業所におけるAEDの設置（11条）	・事業者はAEDの設置及び適切な表示と維持管理に努める。
★AEDに関する情報の提供及び公表（12条）	・AED設置者は県に対し情報提供に努める。県は当該情報を公表する。

目的（1条）
・県民に対するAED及び心肺蘇生法の普及促進
・自発的かつ積極的な心肺蘇生法等の実施できる環境づくり
↓
一人でも多くの救命及び後遺症の軽減を実現＝県民の命を守る

★援助（13条、14条）
万が一の訴訟に要する費用の貸付等

財政措置（15条）・**条例の見直し**（16条）